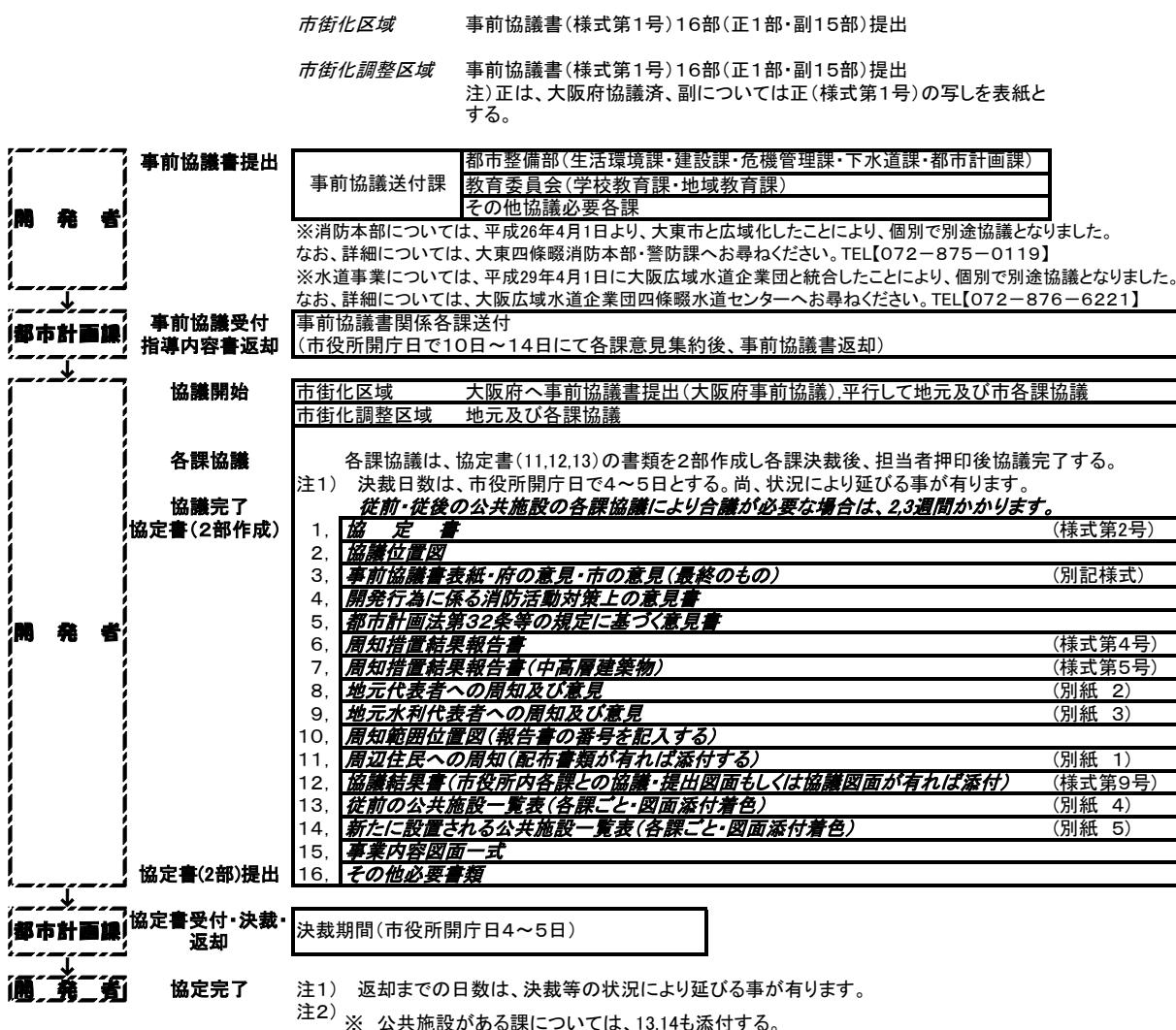
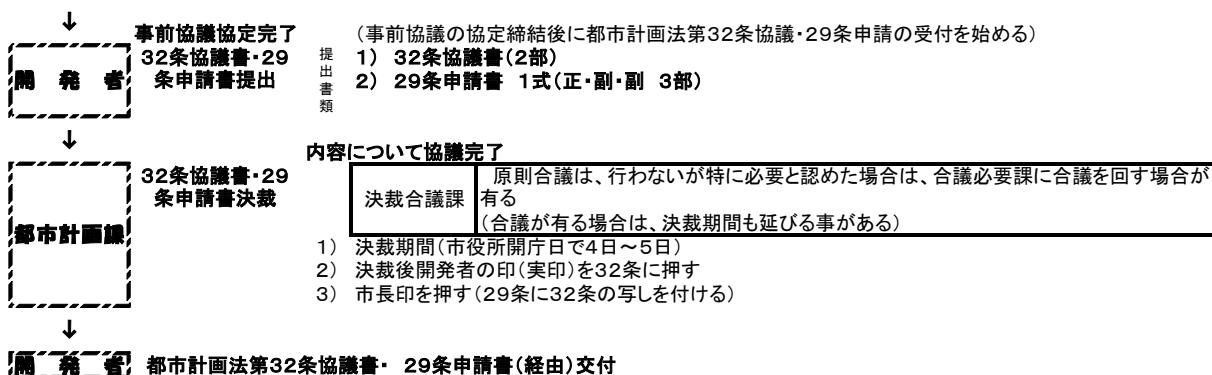


四條畷市開発指導要綱フロー図

都市計画法第32条協議・29条申請



都市計画法第32条協議・29条申請のフロー図



開発指導要綱完了

開発指導要綱完了 注1) 検査日、時間については、都市計画課と調整を行う。(分筆登記済書の写し添付)
 ↓

開発指導要綱完了 注1) 検査日、時間については、大阪府と協議を申請者が行う。
 注2) 完了届の市経由は、即日行う。
 注3) 指導要綱の完了届、その他完了届(福祉のまちづくり等)についても同時に提出する。

即日経由

申請地完了検査

完了報告書決裁 注1) 検査完了報告書は、手直し等完了確認後及び、帰属が有れば帰属必要書類提出後に交付する。
 完了報告書交付 注2) その他の完了報告書についても、注1)報告書と同時に交付する。

開発指導要綱完了